

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月19日（平成30年（行情）諮問第109号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第470号）

事件名：地方労働局の機構や定員数等を意思決定する過程において各労働局から提出された文書（特定期間分）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「地方労働局の機構や定員数等を意思決定する過程において、各労働局から提出された文書（平成20年度～30年度分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月13日付け厚生労働省発地1113第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

常勤職員だけで人件費が年間100億円を超える部局が存在するなど、一つの地方支分部局だけを見ても多くの人数が配置されている状況です。定員数の意思決定過程において、地方支分部局からなにも行政文書を取得していないのは不自然ですし、もし仮にそうであれば業務に支障を来します。ある地方に特有の事情がまったくなく、特有の事情の連絡を受けていないというのも考えにくいです。地方厚生局分は文書が開示決定されていますし、他行政機関に対する同文言の開示請求で不開示となった案件はありませんでした。特定すべき文書が存在すると思われれます。

（2）意見書

それぞれの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所により、1署所あたりの常勤職員、非常勤職員の人数や1署所あたりの行政サービス利用者数、1人の職員が担当する行政サービス利用者数（1人あた

りの利用者数)等は大きく異なります。(同種の地域でも倍以上異なる場合があります。)厚生労働省だけで一律に決定していたらなぜ大きな差があるかの理由が説明できません。地方特有の事情は必ず存在し、厚生労働省に連絡されています。また、地方特有の事情に限らず、細かい業務情報を全て厚生労働省では把握していないため、労働局から必ず情報が提供されています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者(以下、第3において「請求者」という。)は、平成29年10月12日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「地方労働局の機構や定員数等を意思決定する過程において、各労働局から提出された文書。例えば、行政サービスの利用者件数や来年度新たに必要となる業務内容、ある地方特有事情で考慮すべき内容が記載されたものなど。(平成20年度～30年度分)」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成29年11月13日付け厚生労働省発地1113第1号により不開示決定(原処分)を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月19日付け(同月21日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 都道府県労働局の組織及び定員について

ア 都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織については、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)及び厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)により定められている。

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所が分掌する事務は全国斉一的に実施する必要があるが、したがって、これらを実施する機構の在り方は厚生労働省本省において検討されるものであり、都道府県労働局ごとにその機構の在り方が検討されるものではない。

イ 都道府県労働局(労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。)の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

都道府県労働局及び都道府県労働局管内の労働基準監督署並びに公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府

県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されている。

その過程の中で、労働局（４７カ所）、労働基準監督署（３２５カ所 支署を含む）及び公共職業安定所（５４４カ所 出張所、分室を含む）の特有の事情、要望等を反映させることは困難であり、都道府県労働局からの特有の事情、要望等の提出は求めている。

（２）原処分の妥当性

都道府県労働局の組織及び定員については、上記（１）のとおりであり、また、諮問庁においては、本件審査請求を受け、改めて関係部局に対し本件審査請求に係る開示請求の対象文書を保有しているか確認を行ったが、当該文書の保有は認められなかった。

このため、本件対象文書を保有していないとした原処分は妥当である。

４ 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「地方支分部局からなにも行政文書を取得していないのは不自然ですし、もし仮にそうであれば業務に支障を来します。」と主張しているが、本件対象文書については、上記３のとおりである。

５ 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成３０年２月１９日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年３月２８日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成３１年１月１７日 審議
- ⑤ 同年３月７日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の保有の有無について

（１）諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書（上記第３の３）において、以下のとおり説明する。

ア 都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織については、厚生労働省設置法及び厚生労

働省組織規則により定められている。

都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所が分掌する事務は全国斉一的に実施する必要がある、したがって、これらを実施する機構の在り方は厚生労働省本省において検討されるものであり、都道府県労働局ごとにその機構の在り方が検討されるものではない。

イ 都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

都道府県労働局並びに都道府県労働局管内の労働基準監督署及び公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されている。

その過程の中で、労働局、労働基準監督署（支署を含む。）及び公共職業安定所（出張所、分室を含む。）の特有の事情、要望等を反映させることは困難であり、都道府県労働局からの特有の事情、要望等の提出は求めている。

ウ 諮問庁においては、本件審査請求を受け、改めて関係部局に対し本件審査請求に係る開示請求の対象文書を保有しているか確認を行ったが、当該文書の保有は認められなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまでは認められず、これを覆すに足りる事情も存しない。また、諮問庁が行った探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子